

千葉県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

平成18年4月28日制定

平成19年2月28日改正

平成19年12月3日改正

平成25年4月8日改正

令和3年8月16日改正

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県における福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の実施に当たり、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対する認証の基準を定めることにより、第三者評価の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、もって第三者評価の普及・定着に資することを目的とする。

(認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有し、千葉県内に事務所があること。
- (2) 法人又は法人を構成する役員が社会福祉法等関係法令の規定により刑に処せられ、その執行を受け又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していること。
- (3) 当該法人が評価しようとする福祉サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。
- (4) 評価機関と経営母体が同一である以下に掲げるサービス事業者の評価を行わないこと。
 - ア 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
 - イ 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (5) 評価対象となる福祉サービスを現に提供する事業者の役員又は役員であった者、職員並びに当該役員及び職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下「評価事務の利害関係者」という。）が当該法人の役員の過半数を占めていないこと、又は評価事務の利害関係者以外で、評価事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、評価事務の内容を決定することができる委員会等を組織していること。
- (6) 評価対象となる福祉サービス事業者が、法人の会員等の内2分の1以下であること、又は、評価事務の利害関係者以外で、評価事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、評価事務の内容を決定することができる委員会等

を組織していること。

(7) 評価機関は、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所の評価を行わないこと。

(8) 評価機関は、評価契約締結日から3年間は評価を実施したサービス事業者のコンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係しないこと。

(9) 評価事務に関する経理が、他の経理と区分されていること。

(10) 認証機関としては、最低2組の評価体制を組織することが可能であり、評価調査員は次の要件を充足するものであること。

ア 年間を通じて評価に従事できる者であること（専従であることは要しない）。

イ 訪問調査等を行う評価調査員は、組織運営管理部門、サービス部門について、必要な資格や経験を有している者を各1名以上擁していること（別表第1参照）。

(11) 所属する評価調査員に、評価調査員自らが所属等で関係する下記各号のサービス事業者の評価を行わせないこと。

ア 評価調査員が現在所属する、又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所

イ 評価調査員の4親等以内の親族が現在代表や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所

(12) 所属する評価調査員に、評価調査員自らがコンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所の評価を行わせないこと。

(13) 評価対象となるすべての福祉サービス（法人が自ら提供しているサービスを除く）に対応できるように、評価調査員を千葉県が実施する次の研修に派遣すること。

ア 評価調査員養成研修

イ 評価調査員継続研修（上記ア修了後3年以内、又は千葉県が指定する期日まで受講させること。）

ウ その他千葉県が指定する研修

(14) 評価調査対象地区は、県内全域とし、特定の地域に限定しないこと。

(15) 千葉県の推進組織が定める第三者評価方法及び第三者評価項目を取り込んだ評価を行うことを承諾していること。

(16) 千葉県の推進組織に対して、定められた方法により、評価結果を報告すること及びその評価結果の公表を承諾していること。

(17) 評価結果の報告は、CD等の電子媒体によることが可能であること。

(18) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(19) 第三者評価業務に関する守秘義務を規定した運営規定を整備していること。

(20) 事業内容に対する透明性を確保するために以下の規程を整備し、公開していること（所属する第三者評価調査員一覧表、事業内容等に関する規程、第三者評価の

手法、倫理規程、料金表、第三者評価事業の実績)。

(認証手続)

第3条 評価機関として認証を受けようとする法人(設立申請中を含む)の代表者は、申請書(別記第1号様式)に法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて知事に認証申請を行うものとする。

(認証)

第4条 知事は申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、認証するものとする。

(認証の通知、公表)

第5条 知事は、評価機関を認証した場合、申請者に通知(別記第2号様式)するとともに、評価機関を認証した場合にはホームページで公表する。

2 認証しなかった場合には、申請者にその旨通知するものとする。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、3年間とし、第三者評価を継続する場合は、別記第1号様式により再度申請するものとする。なお、認証期間中に評価実績が無かった評価機関の認証は継続しないものとする。

(変更及び廃止)

第7条 評価機関は、認証申請時の事業内容を変更しようとする場合又は事業を廃止しようとする場合は、変更届(別記第3号様式)又は廃止届(別記第4号様式)により変更又は廃止日の30日前までにその旨を届け出なければならない。

(認証の取消)

第8条 知事は、評価機関が次のいずれかに該当するときは、当該機関の認証を取り消すことができる。

(1) 評価機関認証の要件が欠けた場合

(2) 定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合

(3) 次に掲げる不正な行為を行った場合

ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。

イ 守秘義務に違反すること。

ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。

エ 法令に違反すること。

オ その他社会通念上不正な行為と認められる場合

- 2 知事は、評価機関の認証を取り消した場合、決定後速やかにその旨を申請者に通知するとともに、ホームページで公表する。

(その他)

第9条 この要領の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の制定前に認証申請を行った法人は、平成18年2月17日に県が実施した説明会資料で示した様式による申請を認めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月8日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月16日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条)

組織運営系	(1) 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者	常勤職員が 20 人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として 3 年以上従事している者
	(2) 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者 と同等の能力を有していると認められる者	常勤職員が 20 人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で 20 人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に 3 年以上従事している者
福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を 3 年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、理学療法士、作業療法士の資格を持ち、当該業務を 3 年以上経験している者
		イ 上記以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を 3 年以上経験している者
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週 1 回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念（3 年以上）している者
	(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	ア 福祉分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等（3 年以上）で、現場経験（相談業務含む）はないが、サービス現場訪問先が 30 ケ所以上あり、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者
		イ 民間企業や非営利団体の常勤職員等（3 年以上）で、福祉の現場経験（相談業務含む）はないが、サービス現場訪問先が 30 ケ所以上あり、現場を熟知している者
		ウ 通算 3 年に匹敵する業務量（実日数 540 日以上）で、かつ 5 年以上安定的・継続的に活動を行っている団体に所属して、福祉サービスに関わる相談、情報提供、苦情解決、権利擁護、ボランティアコーディネーターなど複数の福祉サービス事業者を比較して考えるような活動に従事している者